

日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)提言に対する

日本政府のレポート

令和3年8月

注:本レポートの記載内容は、令和3年6月30日時点までの状況に基づき、作成されている。

目次

ワーキング・パーティ1 貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制	3
WP-1 / #01* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化.....	3
WP-1 / #02* / EJ to EJ 意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案、カザフスタンにおける次回の WTO 閣僚会合に向けて.....	3
WP-1 / #03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化.....	4
WP-1 / #05* / EJ to EJ BEPS 行動計画、金融取引税、およびその他税制問題に対する提言..	5
WP-1 / #06* / EJ to EJ 原産地規則に関する提言.....	6
WP-1 / #07* / EJ to EJ EPA の遡及的適用.....	6
WP-1 / #13* / E to J EPA の遡及的適用.....	6
WP-1 / #08* / EJ to EJ コロナ禍における国際的な人の往来に関する二国間／地域間協定に関する交渉の開始.....	6
WP-1 / #16* / E to J 新型コロナウイルス感染拡大下における渡航制限および待機要請.....	6
WP-1 / #09* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認。国際規格の可能な限りの受入れ.....	6
WP-1 / #10* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント.....	8
WP-1 / #11* / E to J 自動車.....	8
WP-1 / #12* / E to J 運送・物流.....	8
ワーキング・パーティ2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉	9
WP-2 / #01* / EJ to EJ 新型コロナウイルス状況下の研究開発.....	9
WP-2 / #02* / EJ to EJ 医療機器の相互承認の改善.....	9
WP-2 / #06* / EJ to J 日本の薬価制度改革によりイノベーションに報いる安定で予見性のある環境がつくられるべきである.....	9
WP-2 / #09* / EJ to J 慎重な費用対効果評価の導入.....	9
WP-2 / #10* / EJ to J 健康関連データの統合とデータヘルス基盤構築における調和のとれたアプローチ.....	10
WP-2 / #11* / EJ to J 農薬製品及び植物バイオテクノロジー製品の審査に要する期間の短縮.....	10
ワーキング・パーティ3 デジタル・イノベーション&モビリティ	10
WP-3 / #01* / EJ to EJ グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力.....	10
WP-3 / #02 * / EJ to EJ AI 技術の社会実装.....	11
WP-3 / #08* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発.....	11
WP-3 / #09 * / EJ to EJ 研究・開発協力.....	11

ワーキング・パーティ4 環境、持続的発展	11
WP-4 / #01 / EJ to EJ 地球温暖化に対する両政府の対応と政策	11
WP-4 / #02 / EJ to EJ 持続可能なファイナンスへの支持と課題	12
WP-4 / #03 / EJ to EJ 持続可能な社会の実現のためのデジタル技術の活用	12

ワーキング・パーティ 1 貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

WP-1 / #01* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化

規制協力を強化する

日 EU・EPA に規定されているとおり、年に一度の規制協力に関する専門委員会を通じて、日 EU は規制協力に関する議論を引き続き推進していく。規制協力に関する第二回専門委員会は 2021 年 3 月に開催済。

特に中小企業による日・EU EPA の活用を促進する

経産省及び JETRO は公式 HP 等を活用し、EU 側からの情報も含めた関連情報を提供しているほか、国内外各地での説明会の開催や相談窓口の設置、パンフレット・解説書等の作成・配布等により中小企業についても EPA の利用普及を進めている。

第三国における共同投資

国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)及び日本貿易保険(NEXI)と、欧州投資銀行(EIB)との各協力覚書に基づく、機関間の緊密な協力強化や開発途上国における民間部門資金の需要に応える投資促進等の取組を引き続き支援している。また、日 EU 戦略的パートナーシップ協定(SPA)ファシリティによって日 EU 専門家が作成中の日 EU 連結性共同研究報告書に期待し、日欧産業協力センター、JETRO 等と連携し、第三国投資協力の促進につながるよう、そのフォローアップを行う。

英国の EU 離脱の影響を最小化

日本政府は英・EU 間の将来関係交渉に関し、交渉の早期妥結を英・EU 双方に働きかけるとともに、欧州所在の日系企業の円滑な経済活動を確保すべく、在外公館や政府機関、2019 年 10 月に設置した「ブレグジット対応サービスデスク(経産省)」等を通じ、情報提供や個別の相談に応じる等の支援を行ってきた。

日本政府として、今後とも日英 EPA の着実な遂行を通じた日英間の円滑な貿易はもとより、英・EU 間の FTA についても日系企業の経済活動への影響が最小限となるよう、必要に応じ適切なサポートをしていく。

WP-1 / #02* / EJ to EJ 意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案、カザフスタンにおける次回の WTO 閣僚会合に向けて

WTO はルールに基づく多角的貿易体制の礎である。一方、WTO は新型コロナによるパンデミック下での保護主義的な動きやデジタル化に十分に対応出来ておらず、種々の問題に直面しているのも事実である。こうした状況を踏まえ、日本として、英国議長 G7 貿易大臣会合や 2021 年末の第 12 回 WTO 閣僚会議に向けて、有志国会合を含む WTO での各種会合の議論に積極的に参

加している。WTO が国際貿易において現在直面する諸課題に十分に対応できるよう、多角的貿易体制の現代化や上級委員会改革を含む WTO 改革の議論に引き続き積極的に貢献していく。

WP-1 / #03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

総括的提言

経済産業省と欧州委員会域内市場・産業・企業・中小企業総局(成長総局)は、日 EU 双方の規制の将来の相違を回避し、新技術の商品化を促進するため、早期の段階からの規制協力を産業界の意見も踏まえながら推進してきたところ。

日 EU・EPA に規定されているとおり、規制協力に関する第二回専門委員会を 2021 年 3 月に開催し、立案中の主要な規制措置に対する影響評価のメカニズム等について情報共有を実施しており、日 EU は規制協力に関する議論を引き続き推進していく。

1. 共通の化学物質規制の設定

日 EU 産業政策対話・化学品 WG において、双方の規制当局が情報共有を行うとともに、規制分野での協力について意見交換を実施している。

具体的には、2021 年 9 月に予定されている第 6 回化学品 WG の開催等を通じ、双方における化学物質管理に係る情報共有や意見交換を引き続き実施していく予定である。

日本は OECD テストガイドライン、優良試験所基準、化学物質リスク評価に関するデータ相互受け入れに関する理事会決定に基づき EU で実施された試験結果を受け入れている。

2. 共通の資源効率政策の策定

省エネルギーに関する国際協力については、IEA のイニシアチブである Energy Efficiency Hub における省エネルギー政策・規制等のベストプラクティスを紹介するワーキング・グループ等を通じて、引き続き、国際的な協力に貢献していく。

3. AEO のメリットの拡大

AEO 事業者に対する税関手続簡素化等を推進するため、事業者が抱える具体的事例について官民で意見交換・情報収集を行い、引き続き可能な改善策の検討を行う。

4. UN 規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

日本政府は、これまでも国連欧州経済委員会の下での自動車基準調和世界フォーラム(WP29)の場のみならず、欧州委員会と定期的にバイ会合を実施し、WP29 における様々な課題について意識あわせを行うなど、自動運転車や環境基準にかかる国際基準策定のため協力してきた。

最近では、国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)、自動車線維持システム(ALKS)、事故情報記録装置(EDR)等に関する新たな UN 規則が、日本と欧州などの協力の下、WP29 において成立している。

また、日本政府は、欧州委員会とともに WP29 に設置された衝突被害軽減ブレーキに関する専門家会議の共同議長を務める等、自動運転の安全確保に積極的に貢献してきた。今後、カーボンニュートラルに向け国際的な取組を推進することが見込まれるところ、引き続き、日本にお

ける自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、WP29 において自動車基準の国際調和を進めていく。

WP-1 / #05* / EJ to EJ BEPS 行動計画、金融取引税、およびその他税制問題に対する提言

BEPS 行動計画

日本は、公平な競争条件の促進や税の安定性向上のため、BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて、EU 諸国とともに中心的な役割を担ってきた。現在、BEPS プロジェクトは実施フェーズに入っており、日本政府は、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」の参加国・地域拡大に大きく貢献している(現在の参加国・地域は約 140 か国)。

日本政府は、同プロジェクトの勧告を受け、国内の税制や関連手続の整備に当たり、経済界・関係省庁とのヒアリング等を通じ、経済界のコンプライアンス・コストや法令を順守している納税者に対する予見可能性に配慮してきた。

日本政府としては、引き続き、合意された措置を着実に実施するため、経済界からの意見も汲み取りつつ、多国籍企業の過度な租税回避を防止するための制度の検討を行っていく。

また、公平な競争条件の確保に向け、日本は、BEPS パッケージの適時の、一貫した広範な実施の確保及び残された課題への対応のために、EU を含む国際的なカウンターパートと引き続き協力する。

日本政府としては、日 EU 加盟国間における国際的な二重課税を回避するため、引き続き、二国間及び多国間交渉を通じた事前確認事案の効果的かつ効率的な処理に努めたい。

金融取引税に関する提言

日本には金融取引税は存在しない。

その他の税金問題

日本政府としては、平成 28 年度税制改正において、目標としていた「法人実効税率 20%台」への引下げを実現したところであり、今後、その効果を見極めていく。企業の事務負担を軽減し、より効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する観点から、令和 2 年度税制改正において、「連結納税制度」について簡素化等の見直しを行い、「グループ通算制度」を創設した。

さらに、日本政府は、投資所得に対する源泉地国課税の減免や仲裁制度等の導入を通じて二重課税を除去することで日 EU 間の投資・経済交流が一層促進されるよう、EU 加盟国との間の租税条約ネットワークの拡充に引き続き積極的に取り組んでいく方針である。

経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応については、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」において 130 以上の国・地域の支持を得て「大枠合意」が実現し、7 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で承認された。日本政府としては、今回の合意を早期に実施に移すことが重要と考えている。

WP-1 / #06* / EJ to EJ 原産地規則に関する提言

「輸入許可前引取り(BP)」制度においては、原則として輸入品の引取承認の日から3か月以内に必要書類を提出するよう要請している。これは、手続の未了のものを適正に処理するための目安で設定されており、当該期間は必要に応じて延長を認めているので、期間内に提出できない事情があれば個別に税関に申し出ることが可能。

WP-1 / #07* / EJ to EJ EPA の遡及的適用

WP-1 / #13* / E to J EPA の遡及的適用

日本では、EPAの規定に基づき、輸入申告の際に輸入者に対して貨物がEPAの要件を満たすか否かに関する説明(資料)を求めているが、輸出者による自己申告制度を利用した場合、輸入者が輸出者自己申告の申告文以外の入手できない説明(資料)まで輸入申告時に提供する義務を負うものではない。また、時間的な制約から、輸入申告時にEPA税率適用のために必要な書類を準備できない場合には、一定額の担保を提供すること等を条件に、関税の納付前に貨物を引き取ることができる、輸入許可前貨物の引取り(Before Permit, BP)制度を利用することもできる。

WP-1 / #08* / EJ to EJ コロナ禍における国際的な人の往来に関する二国間／地域間協定に関する交渉の開始

WP-1 / #16* / E to J 新型コロナウイルス感染拡大下における渡航制限および待機要請

本邦滞在中の在留資格保持者を対象とする再入国予定の申出の制度は、2020年11月1日付けで廃止されており、日EU間での日本国籍者と外国人居住者の取扱いの差は無くなっている。

ワクチン接種が日本、欧州でも拡大していることは認められるものの、デルタ株を始めとする変異株の流行により状況は予断を許さない。日本政府は今後も感染拡大を防止する観点から、ビジネス関係者による往来の再開、短期出張の許可については、各国の状況に合わせた慎重な判断が必要とされるため、引き続き感染状況を注視し、安全を重視した適切な措置を講じていく。

WP-1 / #09* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認。国際規格の可能な限りの受入れ

自動車

移行期間については、日EU・EPAの長きにわたる交渉を経て合意したものであり、現時点で内容を見直す必要性は認識していないが、日EU経済連携協定附属書2-C(自動車及び部品)に記載された4つの国連規則のうち、半分の2つについて、7年よりもはるかに早く国内基準として採用するなど着実に推進している。

排気／燃費の分野においては、国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)にかかる新規則(UNR154)が2020年6月に成立しており、当該規則の発効日以降、1958年協定に基づく相互承認が可能となっている。

2021年3月には、日EU・EPAにおける自動車及び部品に関する第2回作業部会が開催され、産業政策と規制について日EU間で意見交換が行われた。日本政府としては、この作業部会も活用しつつ、国際基準調和の活動を引き続き進めていきたい。

鉄道

鉄道の安全基準は、各国の輸送の実情や過去の事故の経験等を踏まえ整備されてきており、その担保の方策については、日EU間で相違がある。日本では、国が強制規格に対する適合性審査を行っており、欧州のように、第三者による認証等を通じた製品の安全確保のための規制は設けていない。日本の供給者は、日本において基準への適合性が認められている場合であっても、日本からEUに輸出される製品について、EUにおける適合性審査を受けることとされている。また、各鉄道事業者が自らの要求に合致しているか試験できることは、日EU共通であると承知している。

日本政府は、強制規格及び強制力はないが強制規格に適合する標準的、具体的な数値を示した解釈基準を定めており、これらの英訳版をWebで公表している(http://www.mlit.go.jp/english/2006/h_railway_bureau/Laws_concerning/index.html)。

標準化活動の分野において、日本は、鉄道国際規格センターを中心に、JISC-CEN/GENELEC情報交換会等の欧州との定期的な会合を通じて、国際規格開発に係る互いの活動について意見交換を行い、ISO/IEC等の国際規格の規格審議の場でのコンセンサス形成に寄与している。

日本の鉄道事業者には、今後の調達予定のリストを公表している事業者もある。日本の鉄道事業者は、これまでと変わらず、安全性及び信頼性のある製品を求めており、優れた欧州製品も積極的に調達していく用意があると聞いている。

日本政府は、日本の技術基準とEUのTSI(インターオペラビリティ技術仕様: Technical Specifications for Interoperability)との対比表を作成するとともに、関係する鉄道事業者に対し、供給者に課す試験・実験に関して内外無差別な取扱いをすること、及び確固たる関心を示した欧州の供給者に対しては実施基準の適切かつ該当する部分を内外無差別に開示するように通知した。日本の鉄道事業者は具体的措置を講じるものと承知している。日本政府としては、欧州の供給者が日本の鉄道事業者に対して具体的にアプローチすることを期待する。

加工食品

日本では、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除き、食品添加物の使用等が禁止されている。この食品添加物(酵素を含む)の指定手続は、原則として、事業者等からの要請に基づいて行うこととしており、このような取扱いはEUにおいても同様であると日本政府は理解している。

酵素を含む添加物の指定にあたり必要なデータについては、従来、公表文献やFAO/WHO食品添加物専門家会議(JECFA)等での評価にあたり用いられたデータも活用している。また、添加

物の規格基準策定にあたっては、EU を始めとする各地域の規制及びコーデックス規格を参照しており、国際基準と調和の取れた基準となるよう定めている。

さらに、2002 年からは、国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物 45 品目(香料を除く。)については、日本政府が主体的に指定等を進めており、これまでに 41 品目の指定手続きを終了している。残りの品目のうち、3 品目については対日輸出国向けに再度行った調査の結果、国際的に汎用されている添加物に該当しなくなったと考えられたことから指定に向けての取りやめ、残り1品目について、引き続き食品安全委員会専門調査会で審議を行っている。

WTO 協定の下で農畜産業振興機構(ALIC)を通して輸入することとされる品目であっても、日 EU・EPA においては、民間貿易による関税割当を設定するなど ALIC を通さない形でのアクセス改善を実現したものが多く、他方で、引き続き安定的な国内生産や輸入品の供給のために ALIC を通した輸入が必要なものもあり、これらについては ALIC の機能を継続させていく。

WP-1 / #10* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント

現在、日本の無線機器に関する技術基準認証制度では、適合性評価機関により認証を行う制度のほか、他の無線局の運用に妨害を与えるおそれが少ない無線設備について、製造業者や輸入業者が当該設備の技術基準の適合性を自己確認する制度を整備している。

さらに、技術の進展や無線設備の使用の様態に応じて、自己確認による認証が可能な無線設備の範囲の拡大を行っており、引き続き、このような取組を実施していく。

WP-1 / #11* / E to J 自動車

軽自動車取得の財政上のインセンティブは、狭い国土に人口が密集する地理的特性等、我が国固有の事情を考慮し、社会的な政策として設けられたものであり、この措置の必要性は今なお存在する。更には、これらのインセンティブは、日々の生活のために自動車を必要とする地方在住の住民の自動車取得を容易にしており、大きな社会面での恩恵をもたらしている。

また、税制については、各国の税制改正プロセスを通じて議論されるべきである。軽自動車の保有に係る税については、平成 26 年度税制改正大綱により引き上げられたものが、2015 年 4 月から施行されている。また、2019 年 10 月からの消費税率 10%への引き上げを受けて、2019 年 10 月 1 日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)には、減税を実施している。これにより、登録車と軽自動車の税格差は縮小している。

WP-1 / #12* / E to J 運送・物流

AEO 事業者に対する税関手続簡素化等を推進するため、事業者が抱える具体的事例について官民で意見交換・情報収集を行い、引き続き可能な改善策の検討を行う。

ワーキング・パーティ 2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉

WP-2 / #01* / EJ to EJ 新型コロナウイルス状況下の研究開発

日本政府として、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン、治療薬の開発・生産体制の整備については、国をあげた支援を引き続き行っていく。

また、ワクチン、治療薬による副反応・副作用に対しては、既に法律に基づく救済制度を整備しており引き続き適切な運用に努める。

AMR 対策については、日本国で策定しているアクションプランに沿って、引き続き取り組んでいく。

WP-2 / #02* / EJ to EJ 医療機器の相互承認の改善

QMS を含む医療機器規制の国際調和は議論されるべきと考える。日本政府は IMDRF (国際医療機器規制当局フォーラム)などの活動を通じ、EU だけではなくアメリカなど他国も含めた医療機器規制の国際調和を進めていく。

WP-2 / #06* / EJ to J 日本の薬価制度改革によりイノベーションに報いる安定で予見性のある環境がつけられるべきである

2021 年薬価改定については、国民負担の軽減を実現するために、乖離率 5%を超える価格乖離の大きな品目を対象として実施したところ。

今後の薬価制度の見直しについては、中間年改定のあり方を含め、国民皆保険の持続性とイノベーションの推進を両立する観点から、透明性・予見性の確保にも留意しつつ、業界団体や関係者の意見を伺いながら、中央社会保険医療協議会(中医協)において議論し、必要な取組みを行っていく予定。

WP-2 / #09* / EJ to J 慎重な費用対効果評価の導入

費用対効果評価制度については、2019 年 4 月より制度の運用を開始した。評価結果は、保険償還の可否の判断に用いるのではなく、いったん保険収載した上で価格の調整に用いることとしている。現在、医薬品 20 品目が指定され、7 品目の価格調整を実施した。

今後、その制度の見直しについても、まずは事例を集積した上で、諸外国での活用状況も踏まえつつ、関係者からも丁寧にご意見を伺いながら、中医協で議論をしていく。

WP-2 / #10* / EJ to J 健康関連データの統合とデータヘルス基盤構築における調和のとれたアプローチ

我が国においては、国民の健康寿命の延伸や、効果的・効率的な医療・介護サービスの提供に向けて、「ゲノム医療・AI活用の推進」、「自身のデータを日常生活改善等につなげる PHR(パーソナルヘルスレコード)の推進」、「医療・介護現場の情報利活用の推進」、「データベースの効果的な利活用の推進」等のデータヘルス改革に関する取組みを進めている。

WP-2 / #11* / EJ to J 農薬製品及び植物バイオテクノロジー製品の審査に要する期間の短縮

データ要求やドシエについて、OECD との調和を進めている。他方で、我が国において公表する審査報告書は日本語で作成する必要があり、審査に必要な関連書類を英語で提出された場合、審査期間がむしろ長くなるおそれがある。

農薬の登録においては、我が国における使用方法や食品の摂取量に基づいて評価を行う必要がある。したがって、海外の評価結果をそのまま利用することはできない。

隔離ほ場試験は、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにする目的で申請者に要求している。我が国と自然条件が異なる国で得たデータだけでは生物多様性に与える影響を判断できないため、隔離ほ場試験の廃止は適切ではない。その中で、トウモロコシやワタは、交雑可能な野生種が日本に存在していない、日本の環境中で世代交代できない等の科学的知見に基づき、一定の条件を満たせば隔離ほ場試験を不要としている。今後とも、これまで、生物多様性影響評価を行ってきた経験や科学的知見に基づき、必要に応じて見直しを検討していく。

ワーキング・パーティ 3 デジタル・イノベーション & モビリティ

WP-3 / #01* / EJ to EJ グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

日本政府は、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性を再評価し、交渉を開始することも念頭に、日 EU 間で予備的協議を行っている。

また、DFFT のコンセプトの下、個人データ流通の国際的な枠組み構築に向けて、昨年までに日米欧間対話を複数回実施した。加えて、個人データを巡る課題に対処するべく、欧州及び米国と連携して OECD での議論を主導し、昨年 12 月の信頼性のあるガバメントアクセスに関するステートメントの発出に繋がったほか、データローカライゼーションに係る論点についても議論を継続している。さらに、日 EU 間では十分性認定に係る相互認証レビューを実施している。

「大阪トラック」の下、WTO において、EU を含む 80 以上の加盟国と共に、電子商取引に関する国際的なルール作りの交渉を引き続き進めていく。2020 年 12 月にこれまでの条文交渉の成果を統合交渉テキストとしてとりまとめ、その概要を発表した。第 12 回 WTO 閣僚会議(MC12)までに実質的な進捗を達成すべく交渉を加速していく。

直近では、2021年2月に第26回日EU・ICT政策対話、4月に第11回日EU・ICT戦略ワークショップを開催し、自由なデータの活用や流通、データ利活用のための適切な保護や信頼性の確保について、日EUで議論し双方でその重要性を認識しており、今後も議論を継続していくこととしている。

ITA/拡大 ITA については、参加国及び品目拡大に向け関係者と議論を継続していくとともに、対象品目について貿易上の懸念があれば適宜対応していく。

WP-3 / #02 * / EJ to EJ AI 技術の社会実装

AI 社会原則の実装に向け、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AI の社会受容の向上に資するガイドライン、標準化、監査、規制等、我が国の AI ガバナンスの在り方を柔軟かつ継続的に検討していく。そのために、人間中心の AI 社会原則会議、新たに開始する AI 戦略の検討会議、さらには GPAI や OECD 等の国際機関における AI 原則の実装に向けた議論への積極的な参画等を進めていく。

WP-3 / #08* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発

大学・高専での優れた AI 関連の教育プログラムを政府が認定する制度として、リテラシーレベルでの制度運用を開始したところだが、より実践的な応用基礎レベルでの制度運用も開始する。また、中小企業が大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術高度化のための研究開発等の取組や、複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト、中小企業のデジタル化・IT 活用支援事業等を支援していく。

WP-3 / #09 * / EJ to EJ 研究・開発協力

2021年3月に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」の下、先端重要分野における戦略的な二国間、多国間の win-win の協力・連携等を推進する。

ワーキング・パーティ 4 環境、持続的発展

WP-4 / #01 / EJ to EJ 地球温暖化に対する両政府の対応と政策

日本は、2050年カーボンニュートラル実現を表明。鍵を握る14分野について「グリーン成長戦略」を策定。また、2013年度比で温室効果ガスを46%削減し、50%の高みを目指す2030年目標を表明。我が国としては、あらゆる施策を総動員して、民間企業の大胆な投資とイノベーションを促し、産業構造の転換と力強い成長を生み出していく。

WP-4 / #02 / EJ to EJ 持続可能なファイナンスへの支持と課題

日本政府は、持続可能な経済活動を主眼に置きながら、以下の3点に取り組んでいる。

第一に、プライム市場の上場企業に対し、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に基づく開示を求めることとしている。第二に、トランジション・ファイナンスに関する基本指針により、パリ協定実現に向けた民間投資を後押ししている。そして第三に、G7 サミットにて、5年間で6.5兆円相当の途上国支援と、適応分野の支援を強化していく旨を表明。

また、日本政府は2020年11月にIPSFに参加した。トランジション・ファイナンスの取組を紹介する等、タクソミーの策定状況に関連する情報共有や既存のタクソミーの相互運用性に関する議論に積極的に貢献している。

循環型経済に関する取組みとしては、以下の4点を議論し、持続可能な社会の達成に寄与するべく民間企業との連携を推進していく。

- ・第四次循環基本計画では、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を重点分野の1つに位置付けており、プラスチックやバイオマスなどの素材別の戦略を示すことにより、社会全体として循環経済への移行を図っている。
- ・経団連、日本政府により2021年3月に発足した「循環経済パートナーシップ」を通じて、官民連携で循環経済への移行を推進している。
- ・世界経済フォーラムと連携した会合や気候変動 COP26 等の国際会議において我が国・企業の優れた取組事例を国際発信していく。
- ・さらに、先の国会で成立したプラスチック資源循環法を通じ、プラスチック製品の設計・製造から使用後の処理までのライフサイクル全体での資源循環の取組みを促進していく。

WP-4 / #03 / EJ to EJ 持続可能な社会の実現のためのデジタル技術の活用

日本政府は、全社レベルのDXに取り組む計画が認定された企業の、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除等を措置する。また、企業のDXに関する自主的な取組みを促すため、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を「デジタルガバナンス・コード」として取りまとめ、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度(DX認定制度)を実施している。

G20 大阪サミットで示した「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(DFFT)」については、その実現に向け、「大阪トラック」の下、デジタル分野の国際的なルール作りを進めるため、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含める必要性を再評価し、交渉を開始することも念頭に、日EU間で予備的協議を行っている。

日本では、次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくりであるスマートシティの展開の取組みを政府計画に位置付け、関係省庁が一体となり、官民の連携により進めている。その際、日本のスマートシティは、Free、Trust、Credibleな規範を志向し、上述のDFFTを遵守することとしている。

AI の利活用について、経済産業省は 2021 年 7 月 9 日、イノベーションを阻害しないようにしつつ社会への悪影響を回避・軽減するためのアジャイル・ガバナンスを AI ガバナンスに応用し、法的非拘束で柔軟性のある AI ガバナンス・ガイドラインを公表した。AI 技術は常に進化し続けているため、継続的な議論の努力が必要であることに留意しつつ、ガイドラインを改訂していく予定である。